

神奈川県文化プログラム認証要領

(目的)

第1条 県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー（以下「マグカル」という。）の取組を推進しており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、官民一体となって「オール神奈川」で、より多くの方々に県の文化芸術の魅力を発信し、より多くの方々に観ていただくことが重要である。

そのためには、2020年までの期間に特化した、新たな取組を集中して行う必要がある。

そこで、様々な実施主体が行う県内の文化イベント等について、一体感を持たせ機運醸成を図っていくため、統一したマークを使用して、「神奈川の文化プログラム」としてアピールすることが効果的であり、その使用を認める認証制度を新たに設ける。

(認証の対象)

第2条 県内で実施する、以下のすべてにあてはまる事業・活動を、神奈川文化プログラムとして認証する。

- (1) 文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す事業・活動であること。
- (2) 神奈川文化プログラムにふさわしい以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。
 - ア 日本文化の再認識と継承・発展
 - イ 日本文化の世界への発信と国際交流
 - ウ 次世代育成と新たな文化芸術の創造
 - エ あらゆる人の参加・交流と地域の活性化
 - オ 共生社会の実現（障がい者・高齢者参加）
 - カ 人生100歳時代

(マークの使用)

第3条 認証を受けた事業・活動は、神奈川文化プログラムのマーク（以下「マーク」という。）を使用することができる。

(マークの使用に関する権利)

第4条 マークの使用に関する一切の権利は、神奈川県国際文化観光局文化課（以下「県文化課」という。）に帰属する。

(認証の制限)

第5条 神奈川県国際文化観光局文化課長（以下「文化課長」という。）は、以下の各号のいずれかに該当する事業・活動については、神奈川文化プログラムに認証しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) マグカルのイメージを損なうと認められる場合

- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人、商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると文化課長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、文化芸術の振興等に特に資すると文化課長が認める場合はこの限りではない。
- (7) マークの使用によって、認証を受けた事業・活動で使用した物品等の品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) その他、文化課長が不適切と認める場合

(認証の対象となる事業・活動の実施主体)

第6条 以下に掲げる者は、文化課長に対して神奈川文化プログラムの認証の申請を行うことができるものとする。ただし、日本国内に拠点がある者とする。

ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）

イ 地方公共団体（特別区、一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人を含む。）

ウ 国立大学法人及び学校法人

エ 公益法人又はこれに準ずる団体

オ 株式会社等その他法人格を有する団体

カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められ、以下の要件をすべて満たしている団体

(ア) 文化芸術事業に関する十分な遂行能力と実績を有すること。

(イ) 定款、寄付行為に類する規約等を有すること。

(ウ) 団体の意思を決定し、執行する組織等が確立していること。

(認証の対象とならない事業・活動の実施主体)

第7条 文化課長は、申請を行う者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、神奈川文化プログラムに認証しない。

(1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

(3) (1) 及び (2) に掲げる者から委託を受けた者並びに (1) 及び (2) に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると文化課長が判断した場合はこの限りではない。

- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (9) その他、文化課長が不適切と認める者

（認証の申請）

第8条 神奈川文化プログラムの認証を受けようとする場合、「神奈川文化プログラム認証申請書」（別記様式第1号）（以下「認証申請書」という。）に関係書類を添えて、文化課長に提出しなければならない。

ただし、神奈川県、県内市町村、公益財団法人神奈川芸術文化財団、公益財団法人神奈川文学振興会及び公益財団法人神奈川フィルハーモニー管弦楽団グループにおいては、団体番号を別表のとおりとし、認証申請書のうち「1. 団体概要」の記載を不要とする。

また、上記以外の団体において、「1. 団体概要」の記載は、初回申請時のみとする。

- 2 以下の各号に掲げる事業・活動については、実施主体が当該事業・活動の実施年月日及び事業・活動の名称等が把握できる書類を、文化課長に提出、又はそれぞれの要領等に基づく申請に沿った決定を行うことにより認証を受けた事業・活動とみなすものとする。
 - (1) 県文化課（紅葉ヶ丘駐在事務所含む）の主催、共催、負担金交付等により実施する事業・活動
 - (2) 県文化課が所管する県有施設等において、各施設を管理運営する指定管理者の主催等により実施する事業・活動
 - (3) 以下の要領等に基づく申請に沿った決定を行う事業・活動
 - ア 文化芸術振興事業に対する神奈川県の後援についての取扱要領
 - イ 文化芸術振興事業に係る神奈川県知事名による賞状等の交付に関する取扱要領
 - ウ 文化芸術活動団体事業補助金交付要綱
 - エ 神奈川県 beyond2020 プログラム認証要領
- 3 文化課長は、第1項の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）及び第2項の規定により認証を受けた事業・活動の実施主体に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

（認証の手続）

第9条 文化課長は、前条第1項の規定による認証申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第2条で掲げる要件に適合すると認められるとき

は、認証を行うものとする。なお、文化課長は必要に応じて条件を付すものとする。

- 2 文化課長は、前項に規定する認証を決定した場合は、「神奈川文化プログラム認証／不認証通知書」（別記様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。また、E-mailによってマークのデータを当該申請者へ通知するものとする。
- 3 事業・活動ごとに認証することとし、認証の期間は、原則1年以内とする。ただし、1年を超えて継続して実施する事業・活動については、文化課長と協議の上、1年以上の期間、申請することができる。

（認証の変更等）

- 第10条 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、組織・団体名、事業・活動名、日時、開催場所又は事業概要の事項（以下「主要事項」という。）について変更しようとする場合は、あらかじめ「神奈川文化プログラム認証変更申請書」（別記様式第3-1号）に関係書類を添えて文化課長に提出し、変更についての認証を受けなければならない。
- 2 文化課長は、前項の規定による変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該内容の変更が適正と認められるときは、変更後の内容にて認証を行うことができる。
 - 3 文化課長は、前項に規定する変更後の内容で認証を行った場合は、「神奈川文化プログラム変更認証通知書」（別記様式第4号）により当該変更申請者へ通知するものとする。
 - 4 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容のうち、主要事項以外について変更しようとする場合は、あらかじめ「神奈川文化プログラム認証変更届出書」（別記様式第3-2号）に関係書類を添えて文化課長に提出しなければならない。

（実績の報告）

- 第11条 認証（前条の規定による内容の変更認証があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、認証を受けた事業・活動の終了後1か月以内に「神奈川文化プログラム実績報告書」（別記様式第5号）により事業・活動の実績を提出することとする。
- 2 第8条第2項の規定により認証を受けた者は、認証を受けた事業・活動の終了した年度の翌年度5月末までに、それぞれの要領等に定める報告書の写し又は任意の様式により事業・活動の実績を提出することとする。

（遵守事項）

- 第12条 第9条の規定により認証を受けた者は、以下の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 認証を受けた事業・活動が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
 - (2) マークの使用に当たっては、認証を受けた事業・活動に限ること。
 - (3) 認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
 - (4) マークの使用については、以下に掲げる事項を遵守すること。

ア マークに記載している文字「神奈川文化プログラム」が視認できるサイズで使用する。

イ マークの背景が白以外の場合は、できるだけ白抜きにし、マークが分かりやすいようにして使用する。

ウ マークを単色で使用する場合は、アウトラインのみで使用せず、カラー部分はグレー等にして使用する。グレーゾーン等が印刷できない場合は、カラー部分を除いて使用する。

エ 縦横の比率を変更する、組バランスを変える、質感を出す、影をつける等のマークを加工した使用はしない。

(5) 文化課長が行う認証を受けた事業・活動の実施状況等の調査その他の照会に応じること。

(6) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

(認証の取消し等)

第13条 文化課長は、認証を受けた者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

(1) 提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると文化課長が認めた場合。

(2) 第5条又は第7条のいずれかに該当するに至った場合。

(3) 前条に規定する遵守事項に違反した場合。

(4) その他本要領のいずれかの条項に違反した場合。

(5) その他認証を受けた事業の継続が不相当であると文化課長が認めた場合。

2 文化課長は、前項に規定する取消しを行った場合は、「神奈川文化プログラム認証取消通知書」(別記様式第6号)を当該取消しを受けた者に通知する。

3 第1項の規定により認証の取消しを受けた者は、認証取消の日からマークを使用することはできない。

4 文化課長は、認証の取消しを受けた者に対し、認証の取消しを受けた事業・活動について、マークを使用した広報物等の回収等の措置を請求することができる。

5 文化課長は、第2項から第4項の規定により、認証の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

6 文化課長は、第1項の規定による認証の取消しを受けた者が、その取消し後に行った認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証を受けずにマークを使用した場合の差止め等)

第14条 文化課長は、本要領に基づき認証を受けずにマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。

2 文化課長は、認証を受けずにマークを使用した者に対して、当該使用者が行う認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証条件の変更)

第15条 県文化課が本要領を更新し、認証条件を変更した場合は、既に認証を行った認証事業に関しても変更後の要領及びマークの使用条件を適用する。

(マーク使用料)

第16条 マークの使用料については、無料とする。

(マーク使用の非独占性等)

第17条 本要領による認証は、認証を受けた者がマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用者、認証を受けた事業・活動で使用した物品等について県文化課が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第18条 県文化課は、本要領による認証の申請、変更申請、第12条第5号に規定する照会並びに認証を受けた事業・活動及びマークの使用に係る経費・役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第19条 県文化課は、認証を受けた事業・活動で使用した物品等について、その産地や品質の保証責任を負わない。また、県文化課は、認証を受けた事業・活動の内容についての正確性、適法性及び合目的性を保証するものではなく、使用者が認証の内容に基づきマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第20条 県文化課は、認証を行ったことに起因し認証を受けた者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

- 2 認証を受けた者は、事業・活動で使用した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県文化課に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。
- 3 認証を受けた者は、認証を受けた事業・活動の実施及びマークの使用に際して故意又は過失により県文化課に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県文化課に賠償しなければならない。
- 4 文化課長は、第2項若しくは第3項の規定に違反する認証を受けた者、又はマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとる。

(個人情報の取扱いについて)

第21条 文化課長は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）」に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(情報の公開)

第22条 文化課長は、神奈川文化プログラムの推進とマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消状況等について情報を公開することができる。

(業務委託)

第23条 県文化課は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。
2 県文化課が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「県文化課」若しくは「文化課長」は「受託者」に読み替えるものとする。

(その他)

第24条 本要領に定めるもののほか、神奈川文化プログラムの認証及びマークの使用に関し必要な事項は、県文化課が別に定める。

附則

この要領は、平成29年11月13日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年1月9日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月20日から施行する。

【別表】（第8条関係）

区分	団体名	団体番号
市町村	横浜市	00001
	川崎市	00002
	相模原市	00003
	横須賀市	00004
	平塚市	00005
	鎌倉市	00006
	藤沢市	00007
	小田原市	00008
	茅ヶ崎市	00009
	逗子市	00010
	三浦市	00011
	秦野市	00012
	厚木市	00013
	大和市	00014
	伊勢原市	00015
	海老名市	00016
	座間市	00017
	南足柄市	00018
	綾瀬市	00019
	葉山町	00020
	寒川町	00021
	大磯町	00022
	二宮町	00023
	中井町	00024
	大井町	00025
	松田町	00026
	山北町	00027
	開成町	00028
	箱根町	00029
	真鶴町	00030
	湯河原町	00031
	愛川町	00032
	清川村	00033
県	神奈川県	00034
公益財団 法人	神奈川芸術文化財団	00035
	神奈川文学振興会	00036
	神奈川フィルハーモニー 管弦楽団グループ	00037

上記以外の実施主体が認証を受ける場合の団体番号は、「00100」以降の番号を順次付与する。ただし、第8条第2項第3号の規定により認証を受けた事業・活動については、その実施主体に関わらず、神奈川県内の団体番号「00034」を使用する。